

# ねんきん通信

## 第3号被保険者の届出を忘れずに!

国民年金の第3号被保険者とは、厚生年金の被保険者・共済組合の組合員又は加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者(被扶養配偶者)で20歳以上60歳未満の人のことです。保険料の納付は、配偶者の加入年金制度が拠出しておりますので、個人で納める必要はありません。以下のような場合は忘れずに届出をしてください。

### ◆届出が必要となる事例

#### 第3号被保険者となる場合～配偶者勤務先で手続き

- 結婚・退職などにより第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき
- 第2号被保険者である配偶者に扶養されている者が20歳になったとき
- 配偶者が第2号被保険者となったとき

#### 第3号被保険者でなくなる場合～市町村役場で手続き

- 配偶者が第2号被保険者でなくなったとき
- 配偶者によって扶養されなくなったとき(死別・離別)

配偶者の年金制度が季節ごとに変わる場合(季節労働者等)は、その都度、忘れずに届出をお願いします。

これまで、第3号被保険者の届出が遅れたときには、2年前までさかのぼって納付期間とされ、それ以前の期間については未納期間となりましたが、平成17年4月からは、過去のすべてを第3号被保険者期間として認める「特例制度」がスタートしました。特例届出をすれば、どのような理由であっても、該当する期間が第3号被保険者として認められ保険料納付済期間に算入されます。(まだ年金を受給していない方も、既に受給されている

方も対象です。)

なお、平成17年3月までに第3号被保険者の届出があった期間のうち、届出前2年を超えていたため未納期間とされた期間については、自動的に保険料納付済期間へ変更されておりますので、特例届出の必要はありません。

ご自身の年金記録で不安に思われる点がございましたら、社会保険事務所又は役場窓口にご相談ください。

### ◆第3号被保険者の認定基準

厚生年金の被保険者や共済組合の組合員または加入者の配偶者が、その生活費の2分の1以上を加入者の収入によりまかなわれており、本人の年間収入が130万円未満(障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であれば、おおむね第3号被保険者として認定されます。ただし、それぞれの制度により取り扱いが異なる場合があります。

年間収入とは、対象となる時点での継続的な収入をいいます。一般的には、前年の収入により判断しますが、この場合は、算定された年間収入が今後とも同水準で得られることが前提となりますので、離職等による該当者は、今後の収入が年間130万円未満になるか否かによって判定します。

この収入には、傷病手当金や失業給付金(失業給付金のうち特例一時金は除く。)などの継続収入も含まれません。この場合、年間の給付金額ではなく、日額によって判定を行いますので、これらの給付金等を受けられる場合は、社会保険事務所又は役場窓口にご相談ください。

詳しくは、町民課保健福祉グループ(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。



## 萌える天北オロロンルート

「手をつないだらここが一番! 見えてきた!」

■萌える天北オロロンルートは、シーニックバイウェイ候補ルートに認定されています。

■萌える天北オロロンルートの活動  
ひまわり・菜種の種蒔がスタートしました。留萌管内の沿線を黄色い花でいっぱいになります。

■体験型観光イベント(天塩町)  
鏡沼しじみまつりを開催します。しじみのつかみ取りやアツアツのしじみ汁も販売します。  
日時: 7月1日(日)  
場所: 鏡沼海浜公園  
お問い合わせ先: 天塩町商工観光課  
☎01632-2-1001

6月イベント	2日(土)	
	3日(日)	ウトウウォッチングツアー
	9日(土)	(天売島)
	10日(日)	
	17日(日)	藤まつり(小平町)
	24日(日)	うまいよ! るもい市(留萌市) 赤レンガまつり(天塩町)

■フォトコンテスト巡回展示会場  
場所: 生涯学習センター・マナビィ21(遠別町)  
日時: 6月10日(日)～6月21日(木)  
場所: てしお温泉夕映(天塩町)  
日時: 6月24日(日)～7月4日(水)

お問い合わせ

萌える天北オロロンルート運営代表者会議事務局 〒077 0005 留萌市船場町2丁目J R留萌駅2階  
☎0164 42 3871 FAX 0164 42 3856 E-mail: tenpoku-ororon@moeru.fm